



日派協発第19号
平成24年8月20日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

一般社団法人日本人材派遣協会
会 長 家 中 隆

改正労働者派遣法の施行に当たっての意見書

改正労働者派遣法の施行に当たり、当協会として下記の通り意見を申し上げますので、特段のご配慮を頂きますようお願いいたします。

記

- 1 日雇派遣の原則禁止の例外事項については、実態に即した柔軟な運用を行うこと。
当協会においては、日雇派遣の原則禁止の例外事項を定めるに当たっては、具体事例を踏まえ、十分な審議をすべきと提言してまいりましたが、政令で定める例外事項については、必ずしも具体事例を踏まえたものとは言い難い状況にあります。
このため、その運用に当たっては、実態に即した柔軟なものとするべきです。
- 2 離職した労働者の労働者派遣の禁止については、弾力的な運用を行うこと。
当協会においては、離職した労働者の労働者派遣の禁止の例外事項については拡大すべきと提言してまいりましたが、省令で定める例外事項については、60歳以上の定年退職者に限定されています。
このため、その運用に当たっては、弾力的に行うべきです。
- 3 マージン率などの情報提供については、各企業の自主性を尊重した運用を行うこと。
当協会においては、マージン率などの情報提供については、業界の自主規制に委ねるべきと提言してまいりましたが、法律に規定されました。
このため、その運用に当たっては、情報提供の方法など各企業の自主性を尊重した運用を行うべきです。
- 4 労働契約申込みみなし制度については、施行までに再度見直しを行うこと。
当協会においては、労働契約申込みみなし制度については、その問題点を指摘して参りました。

施行時期が3年後に先延ばしになったこと、修正案提案者からは「3年の間に検討したい」旨の国会における答弁があったことからすれば、施行までに再度見直しを行うべきです。

5 特定労働者派遣事業については、許可制とするよう検討を行うこと。

当協会においては、特定労働者派遣事業については、一般労働者派遣事業同様の要件を満たす許可制とするよう提言してまいりました。

法律の附則に「特定派遣事業の在り方について、速やかに検討を行う」旨規定されたこと、附帯決議で「法案成立から1年経過後をめぐり、労働政策審議会での議論を開始する」旨決議されたことからすれば、特定労働者派遣事業については、一般労働者派遣事業同様の要件を満たす許可制とするよう検討を行うべきです。

6 関係法令に基づく適切な行政指導が行われるよう統一的な運用の徹底を図ること。

当協会においては、依然として都道府県労働局の解釈に温度差が生じており、現場で混乱を生じているケースが少なくないことを指摘し、行き過ぎた行政指導がなされないよう、統一的な運用を行うことを提言してまいりました。

附帯決議で、いわゆる専門二十六業務について「指導監督については、丁寧・適切に、必要な限度においてのみ実施するよう徹底すること。期間制限違反に該当するかどうか等の助言を丁寧に行うこと。」などが決議され、また、いわゆる偽装請負について「指導監督については、丁寧、適切に実施するよう改める。該当するかどうかの助言を丁寧に行う」などと決議されたことからすれば、関係法令に基づく適切な行政指導が行われるよう統一的な運用を行うようその徹底を図るべきです。

7 労働社会保険の加入の徹底を図るための検討を行うこと。

当協会においては、関係行政機関による監視機能を強化することなどを提言してまいりました。

附帯決議で「労働社会保険適用の促進策について法定化を含む抜本強化を検討する」旨決議されたことからすれば、当協会の提言に沿った検討を行うべきです。

8 審議会の審議に派遣元の代表者を参加させること。

当協会においては、労働政策審議会において、派遣元の代表者などが意見の陳述を可能とする措置を図ることなどを提言してまいりました。

国会における質疑においても同様の指摘があったことからすれば、審議会の審議に派遣元の代表者などを参加させるべきです。

9 派遣事業主の経営や業務処理に影響を与える事項については、施行前に十分な余裕をもって詳細かつ前広に情報提供をすること。

今般の政令改正により、派遣受入期間の制限を受けない業務として政令で定める業務、いわゆる専門 26 業務について、新たな業務として「水道施設、一般廃棄物処理施設の運転、点検、整備または非破壊検査用の機器の運転、点検、整備の業務」が追加され、また日雇い派遣を例外的に認める業務として旧政令 16 号の業務が受付・案内業務と駐車場管理等関係業務に分けられそれぞれ独立した号数を持ち、かつ、例外業務は 4 条の 1～18 号に、それ以外の業務は 5 条の 1～10 号と大幅に変更されています。また、労働者派遣事業報告書においては、日雇派遣労働者数を記載する欄に、例外的に認められる 4 類型に該当する人数を記載することとされております。このため、多くの派遣事業主では、施行まで 2 ヶ月足らずの間に、政令の号数を用いた業務系のシステムや派遣労働者のデータ管理システム等の大幅な改修を余儀なくされております。改正内容に問題なく対応できるようにするには、相応の時間と費用を要することとなります。派遣事業主にとって経営上大きな影響を及ぼす事態が生じていることを十分にご承知いただき、今後、このような改正がされる場合には、事前に十分な余裕をもって情報提供いただくとともに、特に今般の号数変更に関しては、当面の間、旧号数を使用していても、そのことをもって指導することの無いよう、各都道府県労働局に対して通達していただきたいと考えます。

以 上